

米国・中国知的財産権訴訟判例解説(第30回) 中国における技術的範囲の解釈 ~オールエレメントルールの適用例外~

安徽涇県聚徳文化芸術品有限公司、騏軒国際貿易(深セン)有限公司 上訴人(原審被告) 深セン市盁和皮具有限公司 被上訴人(原審原告)

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

特許発明の技術的範囲の解釈においてはオールエレメントルールが適用される。すなわち、「権利侵害と訴えられた技術方案が、請求項に記載されている全ての技術的特徴と同一または均等の技術的特徴を含んでいる場合、人民法院は権利侵害と訴えられた技術方案は特許権の技術的範囲に属すると認定しなければならない」(司法解釈 [2009] 第21号第7条)。

本事件では、被疑侵害製品が請求項に記載された構成要件のすべてに加えて他の追加の要素を有しているにすぎないから、第1審ではオールエレメントルールにより技術的範囲に属するとの判決が下された 1 。これに対し最高人民法院は、追加の要素により発明の目的を実現することができなくなってしまうことから、技術的範囲に属するとした1審判決を取り消した 2 。

2. 背景

(1) 特許の内容

盈和公司(原告)は、USBメモリを有する手帳と称する実用新型特許第201420626802.9 (802 特許)を所有している。802特許は2014年10月18日に国家知識産権局に出願され、2015年2月25日に登録された。

争点となった802特許の請求項1は以下のとおりである。なお、符号は筆者において付した。 【請求項1】

USBメモリ(111)を有する手帳(100)において、

留め具(11)及び手帳(100)を含み、:

留め具(11)は金属バックル(110)、USBメモリ(111)及び鼻帯(113)を備え、

金属バックル (110)、USBメモリ (111) 及び鼻帯 (113) は別々に設けられ、金属バックル (110)

¹ 広東省深セン市中級人民法院2021年6月21日判決(2020) 粤03民初5341号

² 最高人民法院2022年6月17日判決 (2021) 最高法知民終2211号